

○財務省令第一号

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第十八条第一項の規定に基づき、外国為替に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年二月一日

財務大臣 鈴木 俊一

外国為替に関する省令の一部を改正する省令

外国為替に関する省令（昭和五十五年大蔵省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>別表（第八条関係）</p> <p>一 自然人である顧客又は代表者等（次号及び第四号に掲げるものを除く。）に係る本人確認書類</p> <p>「イ〜ハ 略」</p> <p>二 印鑑登録証明書（ハに掲げるものを除く。）、戸籍の附票の写し、住民票の写し又は住民票の記載事項証明書（地方公共団体の長の住民基本台帳の氏名、住所その他の事項を証する書類をいう。）で、銀行等が提示又は送付を受ける日前六月以内に作成されたもの</p> <p>ホ 「略」</p> <p>「二〜四 略」</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>別表（第八条関係）</p> <p>一 「同上」</p> <p>「イ〜ハ 同上」</p> <p>二 印鑑登録証明書（ハに掲げるものを除く。）、戸籍の謄本若しくは抄本（戸籍の附票の写しが添付されているものに限る。）、住民票の写し又は住民票の記載事項証明書（地方公共団体の長の住民基本台帳の氏名、住所その他の事項を証する書類をいう。）で、銀行等が提示又は送付を受ける日前六月以内に作成されたもの</p> <p>ホ 「同上」</p> <p>「二〜四 同上」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。